



群労基発 0708 第3号
令和7年7月8日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
群馬支部長 殿

群馬労働局労働基準部長



熱中症対策の改正に係るチェックシートについて（周知依頼）

平素から、労働基準行政の推進につきまして、格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症における労働災害は、近年の気候変動の影響から夏期において気温の高い日が続く中、全国的にはここ数年増加傾向にあり、令和6年における休業4日以上之死傷災害は、1,257人と調査開始以来最多となっており、このうち死亡災害は31人と3年連続で30人以上に及んでいます。

このような状況の中、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されたところです。

群馬労働局では、この度、改正された労働安全衛生規則に基づく取組みを確認できる「熱中症対策の改正に係るチェックシート」を作成しました。同チェックリストでは、改正された労働安全衛生規則で求めている「体制整備」と「手順の作成」にご利用いただけるよう裏面に「熱中症による健康障害発生時の対応計画」も掲載しております。

つきましては、下記により関係資料を送付しますので、熱中症予防対策にご利用いただけるよう、会員事業場への周知について特段の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 関係資料

資料1 「熱中症対策の改正に係るチェックシート」

資料2 「令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます」職場における熱中症対策の強化について

2 参考

「熱中症対策の改正に係るチェックシート」（群馬労働局ホームページ）

<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/content/contents/002284119.pdf>



※群馬労働局ホームページ

「各種法令・制度・手続き」>「安全衛生関係」>「職場における熱中症対策」に掲載しています。

熱中症対策の改正に係るチェックシート

- 職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向で、特に死亡災害は3年連続で30人以上となっています。
- 熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症対策を実施してください。
- 改正があった熱中症対策については、チェックシートとパンフレット「職場における熱中症対策の強化について」を活用して自社の取組状況を確認しましょう。



I. 熱中症のおそれのある作業がありますか

WBGT値と気温について

【パンフレットの2、4ページ目参照】

チェック項目	回答項目	回答欄
(1) WBGT28度又は気温31度以上の環境下での作業はどの程度ありますか	① 夏場はほとんどある（週所定労働日のほぼ毎日） ② 頻繁にある（週3～4日） ③ たまにある（週1～2日） ④ ほとんどない（週1日未満） ⑤ ない	
(2) WBGT値又は気温をどのように把握していますか	① 実測 ② 天気予報等メディア ③ スマホアプリ ④ 環境省サイト ⑤ その他 ⑥ 把握していない	
(3) (1)の状況について、連続1時間以上又は1日4時間を超えるケースはどの程度ありますか	① ほとんどの作業日にある（週所定労働日のほぼ毎日） ② 頻繁にある（週3～4日） ③ たまにある（週1～2日） ④ ほとんどない（週1日未満） ⑤ ない	

II. 熱中症のおそれのある場合、「体制整備」をして「関係者への周知」していますか

体制整備（※1）及び関係者への周知について

【パンフレットの4～6ページ目参照】

チェック項目	回答項目	回答欄
(1) 報告するための体制を整備していますか	① 整備していない ② 一部不備がある ③ 整備している	
(2) 労働者にはどのように周知していますか（複数回答可）	① 見やすい箇所への掲示 ② メールの送付 ③ 文書の配布 ④ 口頭によるもの ⑤ その他（ ）	
(3) 労働者以外（一人親方等）への周知はどのように周知していますか	① 労働者と同じ方法で周知している ② 労働者とは違う方法で周知している（ ）	

※1 体制整備とは…「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備のことです。

III. 熱中症のおそれのある場合、「手順作成」をして「関係者への周知」していますか

手順作成（※2）及び関係者への周知について

【パンフレットの4～6ページ目参照】

チェック項目	回答項目	回答欄
(1) 必要な措置の内容及びその実施の手順を作成していますか	① 作成していない ② 一部不備がある ③ 作成している	
(2) どのように周知していますか（複数回答可）	① 見やすい箇所への掲示 ② メールの送付 ③ 文書の配布 ④ 口頭によるもの ⑤ その他（ ）	
(3) 労働者以外（一人親方等）への周知はどのように周知していますか	① 労働者と同じ方法で周知している ② 労働者とは違う方法で周知している（ ）	

※2 手順作成とは… 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう
 ② 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び住所等
 ④ 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等重篤化を防止するための必要な措置の実施手順の作成のことです。

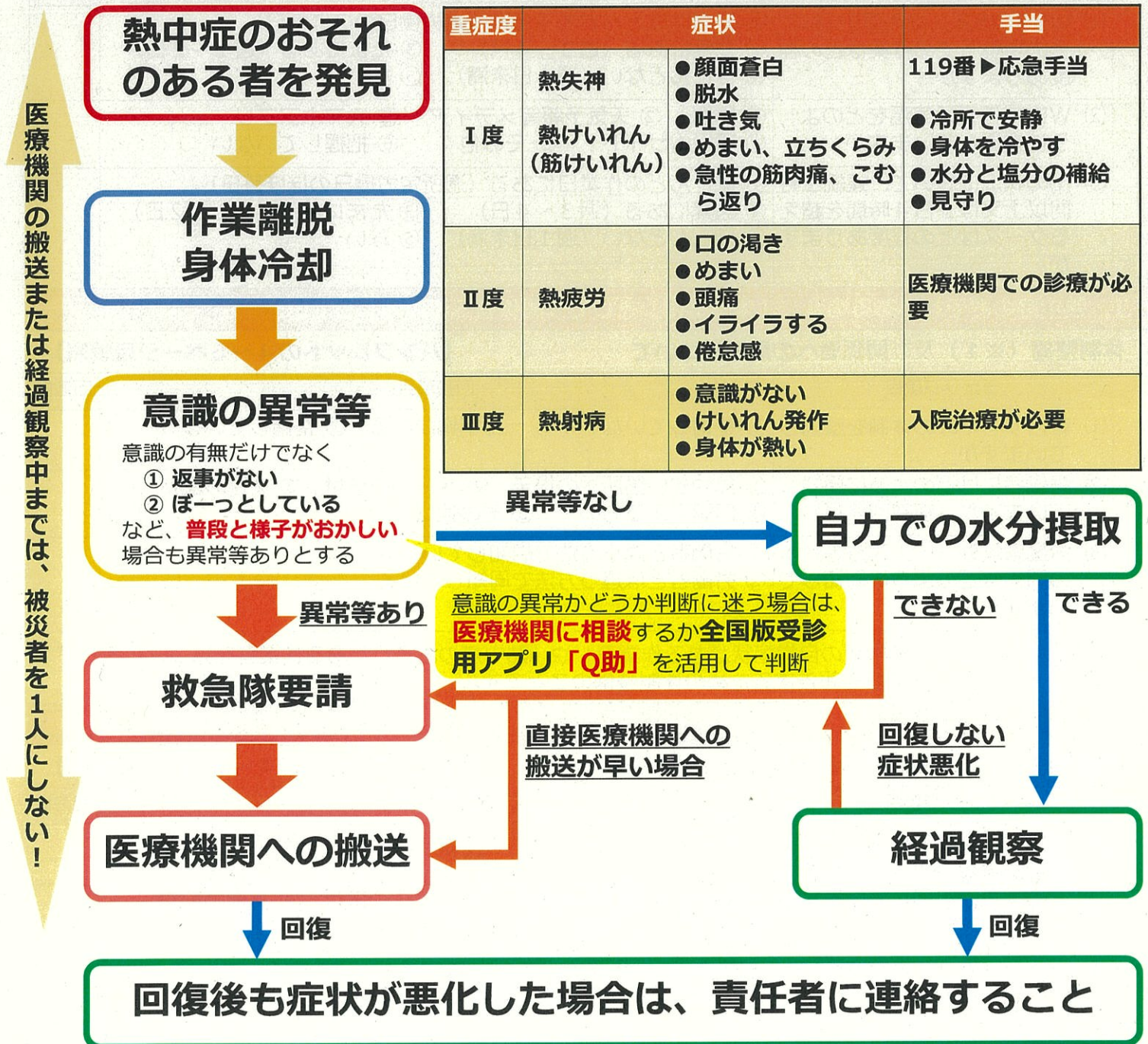


熱中症による健康障害発生時の対応計画

1 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合の緊急連絡先

責任者氏名		連絡先	
医療機関名		連絡先	
住 所			

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合の必要な措置の実施手順



熱中症から命を守る

検索

【スポーツ活動中の熱中症予防】ch.5身体冷却法-**応急処置編**-
「水道水散布法」 2:46～参照



全国版受診用アプリ「Q助」

検索

関係者は事前にアプリ（無料）登録を！

Google Play



App Store



「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

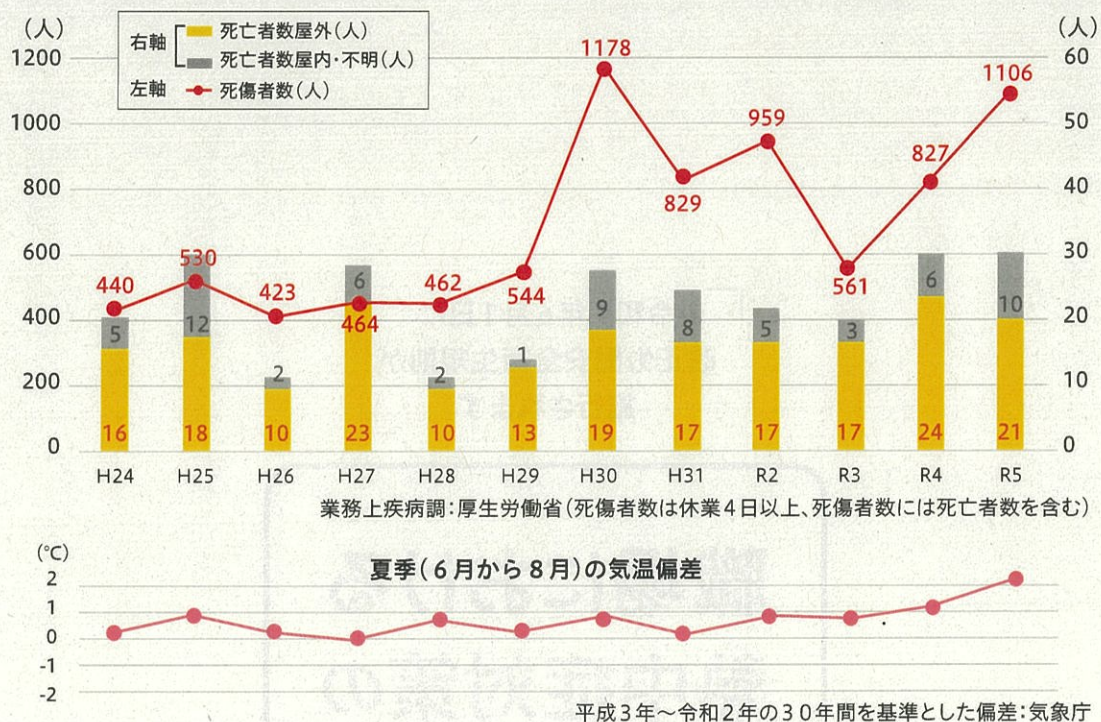


ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり

(1)
発見の遅れ

重篤化した
状態で発見
78件

(2)
異常時の
対応の不備

医療機関に
搬送しない等
41件

職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりするなど 	25	20

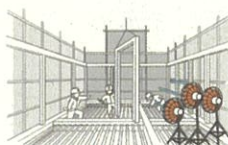
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5) 作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例



今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

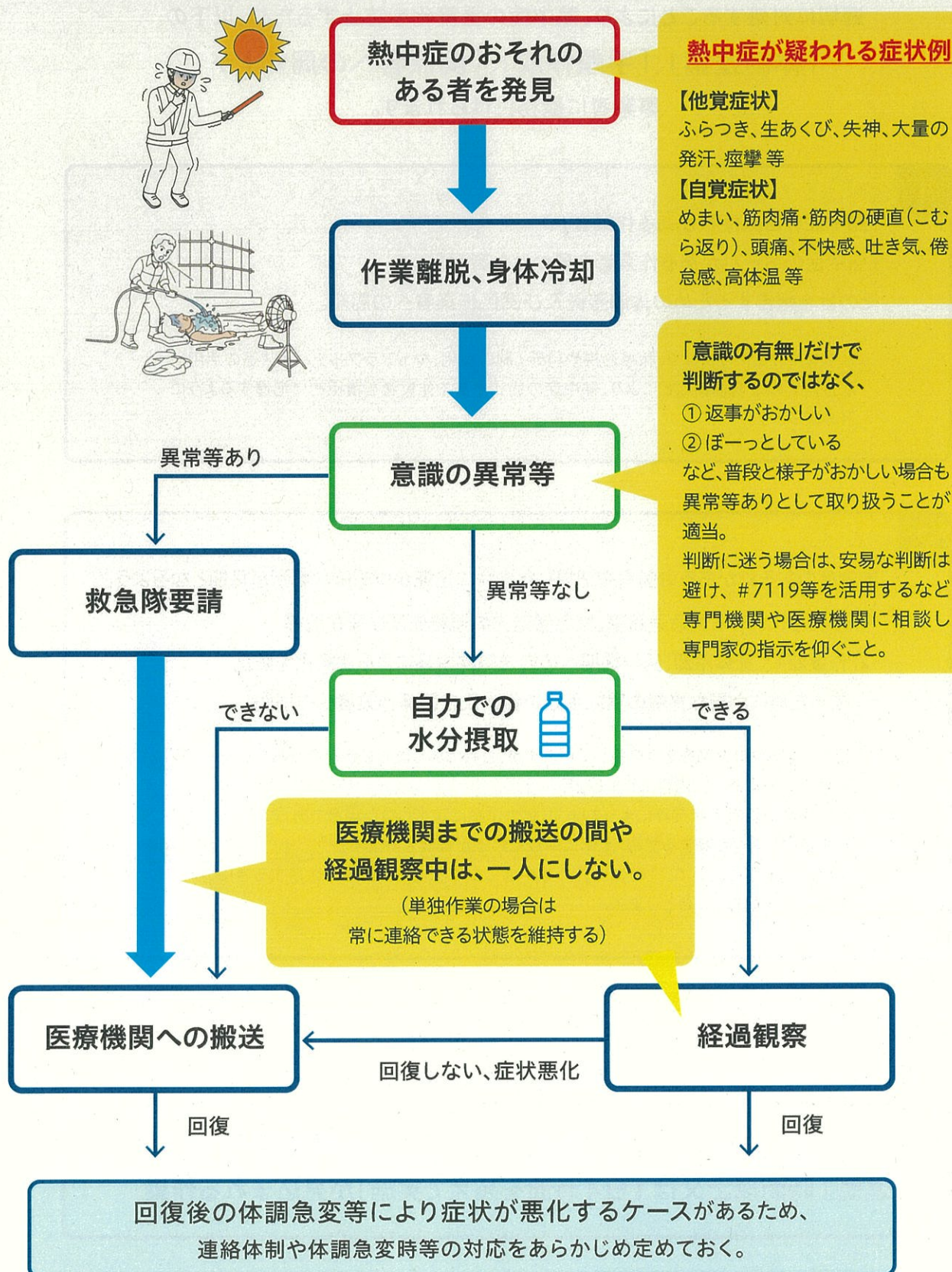
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

回復

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

あの人、
ちょっとヘン



これも
初期症状

手足がつる

イライラしている

立ちくらみ・めまい

フラフラしている

吐き気

呼びかけに反応しない

汗のかき方がおかしい

すぐに
疲れる

ボーッとしている

汗が止まらない／汗がでない

何となく
体調が悪い

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を
超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は○℃です。
作業時には充分に気を付けて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】